

議員提出第2号議案

基礎自治体の機能強化に関する調査特別委員会設置の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大阪府議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和5年5月19日

大阪府議会議長 久谷真敬様

提出者

大阪府議会議員

坂上敏也
角谷庄一
河崎大樹
肥後洋一朗

金城克典
徳村さとる
西林克敏
しかた松男

議員提出第2号議案

基礎自治体の機能強化に関する調査特別委員会設置の件

基礎自治体の機能強化に関する調査特別委員会を下記の要綱に基づき設置する。

記

基礎自治体の機能強化に関する調査特別委員会設置要綱

1 名 称

基礎自治体の機能強化に関する調査特別委員会とする。

2 設置の根拠

地方自治法第109条及び大阪府議会委員会条例第5条による。

3 目 的

急激な人口減少と高齢化が進む中、将来の基礎自治体のあり方（府内市町村の基礎自治体の機能強化）について、幅広く調査検討を行う。

4 定 数

委員定数は、10人とする。

5 調査期限

3に掲げる調査が終了するまで。

提 案 理 由

急激な人口減少と高齢化が進み、市町村行政に影響を及ぼす様々な課題の発生が見込まれる中、将来の基礎自治体のあり方や機能強化について、幅広く調査検討を行い、府内市町村間における合併を含めた効果的な方策等の推進を加速させるため、特別委員会を設置するものである。